

第18期 第7回 男女共同参画推進懇談会 会議要録

- 1 日時 平成30年3月8日(木) 午前10時～正午
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 松井会長 田村副会長 梅本委員 小林(澄)委員 佐藤委員 川人委員
小嶋委員 藤多委員 小林(明)委員 秋間委員 黒宮委員 鈴木委員
長尾委員 星野委員 吉田委員
事務局職員(総務部長 人権・男女共同参画課長 男女共同参画担当係長
同係職員)
欠席者 諸橋委員 永島委員 中村委員 丸田委員 宮川委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題
 - (1) 会長 開会のあいさつ
 - (2) 議題
 - ① 第6回男女共同参画推進懇談会の会議要録(案)について 資料1
 - ② 第4次練馬区男女共同参画計画平成29年度事業等に対する意見書(案)について 資料2
 - (3) その他
 - ① その他
- 7 配付資料(事前送付済)
資料1 第6回男女共同参画推進懇談会の会議要録(案)
資料2 第4次練馬区男女共同参画計画平成29年度事業等に対する意見書(案)
<配布情報紙>
えーるだより第59号
- 8 会議の概要
 - 開会
会長 第7回男女共同参画懇談会(以下「懇談会」)を開催する。
出席の状況と配布資料の説明を事務局から行う。
 - 事務局** 出席説明、配布資料確認(省略)
 - 議事
会長 議題に入る前に、本日は第18期最後の懇談会であるため、議事録には残さないが、委員から一人一言ずつ感想を言っていただきたい。それでは、議題に入る。
◆2議題(1) 第6回男女共同参画推進懇談会の会議要録(案)について
会長 第6回男女共同参画推進懇談会会議要録(案)を既に配布しているが、訂正のある方は挙手をお願いする。
無いようであれば、後日ホームページに掲載される。
続いて、第4次練馬区男女共同参画計画平成29年度事業等に対する意見書(案)に入る。

◆ 2 議題(2) 第4次練馬区男女共同参画計画平成29年度事業等に対する意見書(案)について

会長 まず資料2についての説明を事務局にお願いします。

事務局 資料2説明(省略)

会長 事務局からの修正案について、質問や意見はあるか。

委員 6ページ目の上から3行目、「身心」となっているが、「心身」ではないか。

会長 その他、6ページ目で何かあるか。(意見なし) それでは、意見書(案)について、議論したい。先に説明しておく、目標I以降は、既に前回の懇談会で各部会から提出していただいたものが原案となっており、その後部会長と相談したものを意見書(案)として提示している。1ページ目に関しては、今回提示した意見書(案)で初めて各委員に見ていただいた。1ページ目に多くの意見が出ると思うので、先に2ページ目以降の本文から確認や修正等をしていきたい。では、2ページ目以降で、何か意見等はあるか。

委員 3ページ目について、質問がある。昨年の秋の懇談会で、「女性手帳」から「男女共同参画手帳」への転換を中期的に検討するとあったものが、今回外れているが、外れた理由について伺いたい。

委員 昨年の部会長から「男女共同参画手帳」の方向に持っていくのが良いのではないかという意見が出されていて、今年度引き継いだ。事務局の方から、「男女共同参画手帳」の方向も検討したが、やはり今は「女性手帳」の方が良いのではないかとの話が、昨年末にあった。個人的な意見も含めてであるが、まだ「女性手帳」のままが良いのではないかと判断したため、今回は文言を削除した。「男女共同参画手帳」にしていく方向性は良いのかもしれないが、それに対してやや異論があると私は思っている。女性の置かれている立場であったり、手帳の位置づけを考えたときに、男女共同参画という言い方をすると、少しぼやけてしまうという考え方があると思う。そういう考え方をもとに削除した。

会長 他に何かあるか。意見書自体は、何度も見ていることもあり、議論しているうちに思い出すこともあるかと思うので、いったん1ページ目の議論に移りたいと思う。こちらに関しては、原案を私の方で書かせていただき、副会長にも見ていただいた。最初に簡単に趣旨を説明すると、最初の一段落は、昨年提出した意見書と同じである。昨年は、意見書を初めて冊子の形にしたため、そのことを長く書いていた。今回は、2回目なので、やや圧縮をして説明した。前回の意見書と同じ趣旨の内容が繰り返されている場合には、引き続きその部分に力を注いでもらいたい旨を「二つ目に」というところで書いている。「なお最後に」というところが、今回全く新しく付け加えたところである。前回の懇談会で、事業の点検評価の仕方自体が曖昧なのではないかのご意見があったので、それをこのような形で書かせていただいた。懇談会の意見をわかりやすく表現したつもりだが、少し趣旨が違うのではないかと等意見があれば伺いたい。

副会長 「意見書作成にあたって」の「なお最後に」のところだが、前回の懇談会でも意見が出ていたが、評価の仕方、全てをだたら評価するのではなく、重点目標について評価するということ一つ改善した。しかし、全体として見ると、評価がわかりにくいという意見が委員からも出ていたと思う。そういったことを踏まえて会長は、お書きになられたと思う。そういったことを踏まえて、意見を出していただければと思う。

委員 今話が出た「なお最後に」の部分だが、私たちの部会では評価の部分についてとても話題に挙がっていた部分であった。しっかりした表現で、的確に書いていただいたため、とても満足している。

委員 「意見書作成にあたって」で、お礼を申し上げたいと思って部分があり、それが下から9行目の部分についてである。文中の「事業の点検評価・報告・予定の形式」に関して、重点取組しか評価されていないため、大変わかりにくい。一生懸命読んでも何だかよくわからないというところが正直な気持ちである。8月の意見書にも細かく書かせていただいた。意見を取り入れていただいたことについて、御礼申し上げる。そして、平成30年度の報告に大きな改善をお願いしたい。

会長 「意見書作成にあたって」を肯定していただき、ありがたい。内容は、個人的な意見ではなく、懇談会全体の意見だと思っている。他に何かあるか。

副会長 「意見書作成にあたって」は、事前に送付した資料で初めて読んだと思うが、何か意見等あるか。また、本文の方で、何か意見はあるか。

委員 第5部会では、女性が輝くにはどうしたら良いかということをもみんなで考えた。今ある組織や環境を最大限に利用して、如何にそれを輝くという目標に繋げていくかということをもまとめ意見書として提出させていただいた。

委員 2点ほど質問をさせていただきたい。13ページ目(2)の①上から3行目「男女共同参画センターえーるについての情報を広く提供する。」というのは、事業の内容について周知するのか、えーるの場所を周知するのかがわからないので、教えていただきたい。14ページ目(3)の②『『女性活躍推進法』に基づく協議会を設置した上で、これまでの歴史を継続・継承する。』の意味合いと、「運営および協議内容は練馬区の独自性を生かしたものにする。」とあるが、これも可能であれば意味合いを教えていただきたい。

委員 まず、『女性活躍推進法』に基づく協議会を設置した上で、これまでの歴史を継続・継承する。」であるが、具体的に見えない部分があると思うが、現状を踏まえての提案である。例えば、懇談会が4月から新たに女性活躍推進法に基づく協議会として位置付けるが、懇談会は懇談会として継続して行っていく方が良いのではないかという提案である。もう一つご質問いただいた、「男女共同参画センターえーるについての情報を広く提供する。」だが、事業というのは、講義や講習会等、最近男女共同参画センターえーるは、男女共同参画に関して積極的に啓蒙する事業を入れており、館内も啓発用パネルを改善してやっているの、事業を広めることが男女共同参画センターの役目だと思っている。単に事業をやれば良いというものではなく、実のある事業を職員は実施しているので、目に見えにくいかもしれないが、成果があると思っている。

副会長 「男女共同参画センターえーるについての情報を広く提供する。」という問題についてだが、いくら場所を周知しても、事業の中身がわからなかったら誰も行かない訳で、やはりどういった事業を展開するかということが施設として大切である。そのところで、事業の情報提供というところを強調したのだと思う。事業の情報提供を行うことで、施設の周知というものも進んでいくと思う。

委員 今お手元にえーるだよりがあると思うが、見ていただいているように、2年前と比べると中身がかなり良くなっている。以前は、事業に行っても、やっている人の自己満足なものが多かつ

たが、最近メッセージを込めた内容となっているので、是非事業を覗いてみていただきたい。

会長 今お話しいただいたところで、文言の修正をしたほうが良いということがあれば言っていただきたい。

委員 「男女共同参画センターえーるについての情報を広く提供する。」に「活動内容を広く提供する。」や「活動拠点とする。」といったようなニュアンスの具体的でわかりやすい文言にしていきたい。

会長 「男女共同参画センターえーるについての情報（活動内容等）を広く提供する。」に訂正することとする。もう一つの「運営および協議内容は練馬区の独自性を生かしたものにする。」だが、女性活躍推進法が国で始まり、区の方も変わるが、練馬区は、婦人問題懇談会として歩んできた経緯もあり、国が行う施策を一律に行うのではなく、練馬区には練馬区の問題があり、かつ、これまで活動してきた経緯もあるので、単に懇談会として続けていくということではなく、これまでの経緯も踏まえた上で書き加えた。

副会長 懇談会は、男女共同参画社会基本法に則っていると思うが、女性活躍推進法に基づくというのは、あくまで職場における女性活躍を中心としたものだと思う。そうは言っても、女性たちが働いたり、生活していくというのは、これまでと一緒なので、これまでの懇談会とは別物ということではなく、これまで女性が活躍するためにやってきた練馬の歴史を踏まえて今後も活動してほしいといった意味合いがあるのではないかと読んで思った。

会長 その他意見等あるか。先ほどのように、質問を通じて意味がより明確になるもの等もあるので、意見等があれば挙げていただきたい。（意見なし）それでは、先ほど挙げた訂正箇所を確認する。6 ページ目下から 6 行目「保育園等への入園審査において」に、12 ページ目上から 3 行目「心身」に、同じく 12 ページ目上から 7 行目を改行、13 ページ目下から 9 行目「男女共同参画センターえーるについての情報（活動内容等）を広く提供する。」に訂正することで、意見書（案）を懇談会の意見書とする。3 月 23 日（金）に会長、副会長で区長に意見書を渡し、報告する予定である。

◆ 3 その他(1) その他

会長 事務局より連絡事項を説明する。

事務局 2018 男女共同参画センターえーるフェスティバル日程の周知、ねりまフォーラム実行委員募集、「女性の健康週間」パネル展（すてっぷ配架）、MOVE の配布予定について説明（省略）

会長 質問等はあるか。なければ、冒頭でも説明したが、最後に一人一言ずつ感想をいただいて閉会とする。（省略）